



開所日時 月・水・木・金曜日  
15 時～18 時  
土曜日 10 時～13 時

**児童デイ**

2 月 13 日 (金) ～14 日 (土) にかけて一宮スポーツ文化センターで「一宮手をつなぐ子らの教育展」が開催されました。

この催しは一宮市の特別支援教育を紹介したもので、今年で 47 回目を迎えました。

2 階会場には障がいのある子どもたちが一所懸命作った作品が飾ってあり、小学生が見学に来ていました。

会場のパネル展示によれば障がいをを持った子どもたちは聾・養護学校に 403 名、小学校に 208 名、中学校に 96 名が通っているようです。

私たちはほんの少しの子どもたちに関わらせてもらっているだけだと痛切に感じました。



まごころ児童デイに来て  
いる子たちの作品もあり  
ました。  
みんな力作です!

**花粉症対策～**

**花粉の季節を乗り切ろう!**

**1. 花粉から身を守る**

- ・ マスク、メガネ、帽子でガードする
- ・ 洋服の素材はつるつるした素材のものに
- ・ 外から帰ったら花粉を払うか、着がえる

**2. 花粉を追い出す**

- ・ 目や口をこまめに洗う
- ・ 拭き掃除で花粉を退治する
- ・ 寝具を干したら、掃除機で吸引

**3. 花粉とたたかう体を作る**

- ・ アレルギー対策には洋食より和食
- ・ 体を動かし、自律神経を安定化
- ・ 十分な睡眠、休養をとる

**心づれづれ**

**年を重ねて人生の花ひらく**

協力会員 小林秀子

今年のお年賀に、大好きなことばをそえました。

私たち日常の生活場面の中には、いろいろな人生「家庭」「家族」「仕事」を解決し、ストレスを解消していく力とステップがほしいですね。・・・

私の主人が、交通事故により、脳挫傷になったのは、平成 3 年 1 月のことでした。入院 8 ヶ月、その後、市内のリハビリ病院に紹介されましたが私は家族の力で在宅介護に入りました。

8 年たち、ある時に、ひとりのケアマネから、少し主人と離れる生活をすすめられました。まごころの前代表にお会いする機会があり、お話を聞いて、「ぜひミニデイサービスに来てください」と力強いおことばに迷いもなくお世話になりました。感謝しております。

現在は、デイサービスに通い、明るい顔になって帰り、一日の様子が良くわかります。周りの人にお世話になりながら、私はヘルパーのお仕事をさせて頂き、今年も人生の花ひらく夫婦を願っております。



絵：尾関幸代

**ミニデイだより**



**雛祭り**

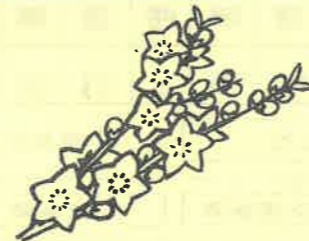
利用者さんが持ってみえた桃の花が飾られ、まごころ広場に一足早く春が訪れました。甘い香りに皆さんの表情も一層穏やかに感じました。

2 月は、紙粘土で“お雛様”作りに挑戦し、4 週かけての大作業となりました。女雛、男雛作り、色塗り、小物作り、総仕上げと 3 月 3 日にできあがるように皆さん休まず頑張ってくられました。

“お内裏さまとお雛様 二人並んですまし顔・・・” 歌詞と同じようなすまし顔やら、にこやかな顔のお雛様、顔立ち、姿、衣装の色、それぞれに個性が表れて、心のこもった“お雛様”ができあがりしました。今年はいつもと少し違った雛祭りを迎えられることでしょう。

新しい二人の利用者さんを迎えて皆さんお話もはずみ、楽しい一日を過ごされています。

入院中の O さん、早く元気になって大好きな“くちなしの花”を聴かせてください。皆さんと一緒に待っています。



**医療・介護・税金の負担軽減策・・・**

既存の制度を活用して、申請・申告すれば負担が軽減されます。

**◆障害者控除・寡婦・寡夫控除など**

- ・ 前年の所得が 125 万円以下であれば、市町村民税が非課税になります。
- ・ 税法上の「障害者」となる人は、常時寝たきりの人も含められます。
- ・ 介護認定を受けている人は、「身体障害者等に準ずる」ので市町村へ相談を。

**◆医療費控除**

- ・ 医療費 10 万円以下でも、収入が年 240 万円の公的年金だけの高齢者は 6 万円を超えた分が対象となります。
- ・ 家族の医療費も合算できます。

**◆「現役並み所得」高齢者の医療費負担**

- ・ 70 歳以上の一人世帯で年収 383 万円未満は「3 割負担」から「1 割負担」に戻る。
- ・ 70 歳以上の二人世帯で年収合計 520 万円未満も「1 割負担」に戻る。
- ・ 一人が 70～74 歳、もう一人が 75 歳以上で年収合計 520 万円以上の場合、383 万未満の人のみ、「1 割負担」に戻る。

**◆低所得高齢者の医療費・食事代など**

- ・ 非課税世帯の人は、医療費の自己負担額や入院の食事代が軽減されます。

**◆福祉給付金・福祉医療費給付制度**

- ・ 寝たきり・認知症などの高齢者は申請して医療費無料になります。

**◆高額療養費制度**

- ・ 「限度額適用認定証」の申請で入院の立替払いが不要となります。

**◆介護保険の食事代・居住費**

- ・ 非課税世帯で介護保険施設への入所や介護療養病床への入院時の食事代・居住費の負担が軽減されます。

**◆障害認定申請**

- ・ 障害認定を受けて医療費が無料になります。
- ・ 加齢に伴う身体障害も、認定基準に合致すれば対象となります。

**◆生活保護**

- ・ 働いていたり、年金収入がある人も生活保護は受けられます。

相談窓口：愛知県保険医協会 Tel.052-832-1346